

第1658回島根県教育委員会会議 会議録

日時 令和7年2月19日
自 13時30分
至 17時00分
場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第36号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

第37号 就学奨励費取扱規則の一部改正について（特別支援教育課）

————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第70号 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針の策定について（保健体育課・社会教育課）

第71号 中学校部活動の地域連携・地域移行に係る県立学校教育職員の兼職兼業の取扱いについて（学校企画課）

第72号 令和7年度島根県教育職員（理療科教諭・実習助手【水産】）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第73号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の志願変更前の出願状況について（教育指導課）

————以上原案のとおり了承

第74号 学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～の改訂について（保健体育課）

————以上原案を一部修正の上、了承

第75号 令和6年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

————以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第38号 令和7年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員関連分）について（総務課・学校企画課）
- 第39号 令和7年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）
- 第40号 令和7年度市町村立小・中学校等教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）
- 第41号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

————以上原案のとおり議決

(協議事項)

- 第13号 県立高校魅力化ビジョン後半期間の「具体的な取組」について（学校企画課）
- 第14号 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の改善について（教育指導課）

————以上資料により協議

(報告事項)

- 第76号 県立高等学校スポーツ推進教員及び国民スポーツ大会推進教員認定について
(保健体育課)

————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 原田委員 生越委員 植田委員

【島根県教育委員会会議規則第5条第2項によるオンライン会議により

公開議題のみ出席】

黒川委員

2 欠席者

高島委員

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題
木原教育監	全議題
渡部教育次長	公開議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
野々内総務課長	全議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
和田教育施設課長	公開議題
中西学校企画課長	公開議題、議決第38号、 議決第39号、議決第40号、 議決第41号
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題、協議第13号
勝部働き方改革推進室長	公開議題
小林教育指導課長	公開議題、協議第14号
小室義務教育推進室長	公開議題
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題
太田保健体育課長	公開議題、報告第76号
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題
藤原世界遺産室長	公開議題
間野古代文化センター長	公開議題
安部福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

山本総務課課長代理	全議題
山崎総務課課長補佐（人事法令）	全議題
溝口総務課主任主事	全議題

III 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	4件
	承認事項	0件
	協議事項	2件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	植田 委員	

一公 開一

議決第 36 号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○吉岡県立学校改革推進室長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり議決

議決第 37 号 就学奨励費取扱規則の一部改正について（特別支援教育課）

○八束特別支援教育課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり議決

○野津教育長 報告第 70 号及び第 71 号は相互に関連しますので、一括して審議します。

報告第 70 号 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針の策定について（保健体育課・社会教育課）

報告第 71 号 中学校部活動の地域連携・地域移行に係る県立学校教育職員の兼職兼業の取扱いについて（学校企画課）

○太田保健体育課長、中西学校企画課長 （資料を一括説明）

○生越委員 報告第 70 号のパブリックコメントについて、3 の 4 ページで、説明が 3 の 22 ページにもあるが、高校の入学者選抜にあたって、地域クラブ活動について、中学校の教員が調べて、個人調査報告書に記入したりするのも負担であるというコメントが気になった。それに、3 の 22 ページの「8 高等学校入学者選抜への対応」にいろいろと説明書きがあるのだが、ある程度の基準を書いてもらった方がいいのかというふうに思った。例えば、活動しているクラブ名と活動内容を生徒から聞いて、賞があるならそういう記録をクラブから出してもらったりしないといけない。そこが負担なのかも知れないのだが、ある程度これについて書いてという最低ラインを決めておいた方が、中学校の先生には負担にならないのかという印象を受けた。これは 2 名分のコメントが書いてあったので、少し気になった点である。

それとは別にお伺いしたいが、高校の先生方が大学受験のときに作成する、生徒に対する調査みたいなものに、部活動についてどういうふうに書いてあるのか。先生の負担

をどういうふうに捉えていらっしゃるのかと思って、直接関係のないところではあるがお聞きしたい。

あと、報告第71号の4の2ページで、「教育職員と県教育委員会が任用する部活動に係る外部人材との兼職の可否」の表があるが、これを見ると結局だめと言いたいのかなと思った。トラブルから避けるためや労働時間の延長を防ぐためという、教員を守るという意味では大事なことだと思うが、教育委員会としてはどちらの方向なのかが、今ひとつ読み取れなかつたのでそこを教えていただきたいと思う。

○太田保健体育課長 パブリックコメントの入試事務の負担についての最初のご質問であるが、回答に書いてあるとおりだが、教員負担となるべく減らしたいという思いはあるが、部活動以外の地域クラブを含めて、生徒の一人ひとりが持つ資質、能力を評価したいという考え方で、可能な限り記載していただきたいとしている。そのことは方針の方にも記載をするが、地域クラブ活動などの学校外での活動についても記載が可能ですということは、入学者選抜実施要綱に明記するということにしているが、頂いたご意見について、どのレベルまで求めるのが適當なのか、記載可で留めることが適當なのかということはまた教育指導課とも話をしたいと思う。

○小林教育指導課長 高等学校から大学等への進学する際の調査書の基準については、高校でいち生徒の活動状況や学習成績等を記載する指導要領というのがあるが、それがベースになっており、そこから各学年の活動状況を記載するが、ただスポーツ活動や文化活動については、例えば、何々部所属であるとか、高等学校によっては全国大会出場以上を記載するであるとか、中国地区大会以上を記載するといった各学校で申し合わせながら対応しているという状況である。それから、特に学校推薦型の大学入試等になると、推薦書をそれぞれの大学で別途設けているので、そこに詳細なスポーツ活動や文化活動の実績、活動状況を記載する。それぞれの大学での個々の対応というところで、当然それはクラス担任や部活動顧問が記載するというような流れになると思う。

○中西学校企画課長 3点目は、資料4の2ページの4番に記載している表の解釈についての御質問であった。私の説明が十分でなく申し訳なかった。そもそもこの兼職兼業の考え方については、前の4の1ページの1、2のところにあるように、許可基準を踏まえた上での兼職兼業を可能としている。これは地域クラブ活動等と記載しているが、例えばNPO団体や任意団体があるが、そういった教育委員会とは別組織、別団体の管理下での活動を想定しているところである。一方で、ご質問にあった4の2ページにあ

る、いわゆる部活動指導員は会計年度任用職員である。これは雇用主が県であり、我々も県教育委員会に任用されている。こういう雇用主が同じ者が、2人の人格として教育委員会に採用されるということは想定していないので、その趣旨でこの表では×を付けている。一方で、一番右端の地域指導者、これは雇用ではなく、有償ボランティアである。その点で可能という制度にさせていただいている。

○植田委員 2つ質問と1つお願いをさせていただきたい。1つ目は、公立中学校における方針にもあるが、今後のスケジュールで、令和7年度中にモデルケースを示すといった文言がある。それについてどういうモデルを今想定しておられるのか。それともう既に学校が決まっているかどうか。また、その選択の基準がどうなのか聞きたいことが1点目である。先般、全国の教育委員のオンラインであった会で、ちょうど部活動の地域移行に関しての部会に参加させていただいた。その中で、全国で人材バンクの整備をかなり進めておられるところがあって、本県ではそういったものはどれぐらい進んでいるのか。中学校の場合、各市町村に任せておられるところがあるかもしだれないが、そういったものの整備状況はどうなっているかということをお聞きしたいということが2点目。それから、もう1点はお願いであるが、36ページ、3の20ページで、よく言われることだが、2の（イ）、（ウ）に関することで、生徒同士のトラブルがあつて、地域クラブ活動でのいじめや不登校などを気にしているようなところがいくつか見受けられると思うので、その辺りの情報交換をしっかりとできる体制、それは市町村なり県なりにあると思うが、その辺りのことをしっかりとやっていただきたい。学校は関係ないと言ひながらもそういったことが起きて、子どもたちが学校に行きにくいとなると、その学校生活に支障をきたすことが必至なので、そのところも入念に連携を取りながらやっていただきたいと思う。

○太田保健体育課長 1つ目のモデルケースについて、どういった学校を載せるとかということは、これから検討するが、例えば全国の優良事例がいくつかある。そういうところに直接話を聞きに行ったりして、団体をどういうふうに立ち上げて、どういうふうに運営しているのか、どういった課題があるのか、そういった少し踏み込んで、各市町村に参考になる事例を見せることができればと考えている。

それから、2番目に全国の人材バンクのことを聞かれたと思うが、本県ではそういうたものはないが、関連するものとしては、今、部活動指導員、地域連携指導員、地域指導者を本県のホームページで周知しており、それを見た一般の方で指導を希望される方

が連絡をしてきたりするケースがある。基本は、各学校に対して連絡をするのだが、県の方に連絡をしてきた場合は各学校へつなげるということもしている。

それから、3つ目の、生徒同士のトラブルについてどう対応するのかということだが、これについては、市町村からもご意見を頂いているし、検討委員会の中でもいろいろご意見を頂いている。そういうトラブルをどう防いでいくかということは、これから地域移行が進むうえで、運営団体と学校が連携して、事前にどう対応していくかを話し合ってほしいということを伝えていく。これから市町村で方針を作るにあたって、関係者が集まって話をしていくと思うが、こういったこともしっかりと話をしてもらうということを、引き続きお願ひをしていきたいと思っている。

○植田委員 3点目は特に質問ではなく、お願ひである。1点目のモデルケースというのは、全国のモデルケースを示すという意味なのか。

○太田保健体育課長 全国で進んでいるところ、また、今県内でこれから進もうとしているところで、少し進んでいるところもある。そういうところをより具体的に掘り下げてお知らせするということを考えている。

○植田委員 分かった。お願ひする。

○原田委員 方針をしっかりと作ったというのはよく分かるが、現状はどうなのか。この中学校の地域連携、地域移行で、美郷町と浜田市で取り組んでおられることは知っている。そういうところで、これが始まってから数年経って、さらに充実したり、拡充したりしているとか、他の地域でこの移行等がどこで進んでいるのかという現状が分かれれば教えていただきたい。

○太田保健体育課長 現状については、全国では2割から3割程度地域移行に進んでいるというような実態があるが、県内の方ではまだこれからというところがほとんどである。進んでいるところとすれば、雲南市が合同部活動ということで、国の実証事業を活用して、今そういう取組をしていて、それを地域移行につなげていきたいというようなことをしている。きちんと地域移行が進んでいるという段階ではない。他の市町村も、美郷町や浜田市など、以前国の実証事業を活用していたところもあるが、正式に部活動からの流れが地域移行に進んでいるというケースは、まだほんの少ないのではないかという状況である。

○原田委員 これからなのだが、その打開策というか、次のステップである。もし、このまま待っていたら、他の何かいろいろな理由で動かないのかなと思ったりして、そこに教育委員会としてもう1つプッシュするというか、手だてというものがあるか。

○太田保健体育課長 まずは方針を作ることで、しっかりと各市町村で考えていただきたいということはある。実はこういった動きをする中で、今まで半数ぐらいは考えていたのだが、これから具体的に協議会を立ち上げて考えますという所が増えてきた。そういういった具体的に関係者が集まって議論することがまず大事かと思う。

○黒川委員 この素案をまとめていただいて、とても分かりやすく、いろいろなことを想定されての素案だと思うが、そもそも島根県においての部活動というのは、やはりスポーツや文化芸術活動などに限るということか。というのが、専門性の高い高校などになると、そのスポーツや文化芸術以外のところで、その専門の高校だからこそできる部活というのも多分これからできるのかという期待があったりしたのだが、そういうことはあまり想定されていないのか。

○太田保健体育課長 部活動の中で大きく分けると、スポーツ、文化芸術活動ということを我々は想定しているが、それ以外か。

○黒川委員 例えば、商業高校だとすると、以前少し関わらせてもらったが、自分たちの地域課題の解決のために、部活動ではないが、同好会として集まっていた。自分たちの学びの中から地域課題に対して何ができるかというところで、島の特産品を使ったりして、先生についてもらって同好会として動いた。今後は、専門性のある高校とか、特色のある部活動というのは、想定にないということになるのか。商業と言ったが、それが水産だったりすることもある。というところが気になったが、想定はされていないのか。

○太田保健体育課長 今おっしゃったようなところも想定しており、学校が部活動として認めた活動というのは、しっかりと部活動として運営されていると思う。それで、今学校の部活動の運営がこれから成り立たなくなるという中で、どういうふうに存続をしていくのかといったときに、例えばスポーツでは競技力向上だけを目指すのではなくて、レクリエーション的な部活動をしたりとか、季節に応じて違うスポーツをしたりとか、週5回活動していたところを回数を減らすとか、あとはその生徒同士が集まって自分たちで考えて行うというものも出てくると思う。そういうしたものも含めて、部活動として成り立っていく可能性はあるかと思っている。

○黒川委員 分かった。文言としてはスポーツとか文化芸術活動というところが目についたが、それ以外のところも一応想定してあるということか。

○太田保健体育課長 はい。

○野津教育長 今、国会の方で給特法の改正が出た。法案は閣議決定をしているが、その中に教員の働き方の管理の計画を作らないといけないということで、基本的に服務監督者が作るので、学校の設置者が作る。なので、県教育委員会は県立学校、高校と特別支援学校の教員について作るし、市町村は小中学校について作らなければならない。あと1年かけて作らないといけなくて、令和8年度から管理していかなければならない。その結果を公表していかなければならない。設置者にノルマがあるので、中学校の部活動をそれぞれどうしていくのかというのは、大きく働き方の管理に関係するところなので、そういう面からも市町村では議論がこれから進むであろうし、進まざるをえない。国は目安しか言っておらず、法律上の期限があったわけではないので、今まではどうしようかと悩んでいるところで進んでいたが、そういう教員の管理計画を作らないといけないとなると、そこに入れざるをえないのではないかと思っている。入れろという決まりはないが、中学校において時間外の大きな要素が部活動指導ということであれば、どうやっていくのかというのはおそらく各市町村において考えられるだろうと思うので、こういったガイドラインとあわせて、4月以降、新年度に中学校の部活動の地域連携、地域移行については、かなり議論が進むのではないかと私は見ている。あわせて、高校の方も考えなくてはいけない。これは県教育委員会が県立学校のことについて考えないといけないので、その時に部活動をどうしていくのか。中学校と状況が違うので、分けて考えることにはなろうかと思うが、いずれにしても今回の中学校の休日の地域連携、地域移行については少し進むと思う。先般、各市町村教育長との会議をしたが、皆さん一様にその辺りを意識しておられたので、おそらく今回の県のガイドラインを受けて、給特法の管理計画を含めて、いろいろお考えであるだろうというふうに思っている。県の支援としては、先ほどのモデル的なことももちろんあるが、全国で一番困っていることが指導者がいないということである。島根県は、地域連携指導員、地域指導者といった県単独で制度をつくった。部活動指導員は国の補助制度で、地域連携指導員、地域指導者は島根県単独の制度であり、こういったところも広げながら、指導者を育成していく。競技の経験があっても指導するというのは大変で、また別の技術がいる。ご懸念の生徒同士のトラブルについても、最初の介入の仕方、これも経験なので、そういったこ

とも部活動で勉強していただきながら、地域クラブの指導者として、そのまま移行していただければというふうに思っている。地域移行の最大の課題は、指導者がいない、あるいは団体がないことである。団体は市町村のスポーツ協会を法人化するなりして、人を雇えば、専門家でなくともできるので、管理はできると思うが、専門の指導者というのは育てていかないといけない。特に中山間地域はないので、できればO Bの方、あるいは保護者の方を、こういった部活動にまずは呼んで、育成して、部活動から離れたところでも活躍していただく、あるいはこれが国スポに向かってサポーターになっていただく。そして、国スポが終わっても地域の活動の場に、こういった活動しているとそういうものに参加しやすいわけなので、そういったところに地域の活性化にも一役買っていただきたい。これは教育だけでなく、県全体としてそういう期待がこもっているので、知事の方も、この県単の人材確保、連携指導員や指導者に対して予算をつけてくれと。その効果が教員の働き方改革はもちろんだが、地域の人材育成、地域のリーダーがかなり今高齢化しているので、こういった部活動に関わる若い方、20代から50代、60代前半ぐらいの若い方が、こういったことで社会に出る。あるいはいろいろな人と関わるという経験をしていただいて、地域活動、地域リーダーになっていただく。そういった地域振興全体のことも含めて、予算を付けてもらっている。来年度は今年の1.5倍の予算案を盛り込んでいる。かなり期待をかけていただいている。これを使って、教員の負担を減らしながら、地域人材を育てる。こういったことが今回期待を込められてということである。

——原案のとおり了承

報告第72号 令和7年度島根県教育職員（理療科教諭・実習助手【水産】）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○中西学校企画課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第73号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の志願変更前の出願状況について（教育指導課）

○小林教育指導課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

—————原案のとおり了承

報告第74号 学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～の改訂について（保健体育課）

○太田保健体育課長 （資料を一括説明）

○原田委員 何度も見て内容としてこれ以上求めることはないが、表記の仕方で改めて気になったところがあるので質問する。63ページ、7の9ページの一番下の推進体制の図で、学校の支援体制で学校を取り巻く方々の図の中に、右上に「地域、公民館、民生委員」と書いてあるところがある。民生委員は当然高齢者や障がい者、子どもたちを見る仕事で入っていていいのだが、ただ実際にその民生委員が学校にどれだけ関わっているかを考えたときに、民生委員の仕事では高齢者が一番、次は障がい者で、3番目は子どもたちである。実際に地域の学校の中で誰がその子どもたちのことを担っているかというと、主任児童委員という児童委員がおられる。民生委員は当然民生委員だけでなく、児童委員を兼ねて2つの役職を持っているから、子どもには掛かるのだが、実際には学校がいろんな会議を開いたり、子どもの問題とかいろいろなことを相談したり関わっていくのは、民生委員ではなくて、主任児童委員という児童委員の方であることが多いと思う。ここで3つ書いてあるが、後の資料の7の53ページ、107ページで、学校保健委員会の組織構成例の関係機関代表のところを見ていただくと「民生（児童）委員」と書いてある。これとの整合性がないから、もし直すのであれば、先ほどの7の9ページの「民生委員」のところに入るならこれ同じ表記で「（児童）」を入れた方が、関わっている学校の方も「児童委員が関わっているからそうだよね」という形に腑に落ちるのではないかという気がして、ここは民生委員だけの表記だとどうなのかなと思った。

それからもう1つ、子どもの表記で、漢字とひらがながいろいろと入り混じっている。同じページの中でも気になって見たらあったもので、これ1回検索をかけていただいて、統一された方がいいかなと思った。

○太田保健体育課長 民生委員については、修正する。子どもについても、他の用語についても、もう一度改めて添削したいと思う。

○生越委員 7の31ページ、85ページである。「1 現状と課題」で、「運動を毎日する児童生徒の割合」という表が出ており、これはこれでいいのだが、7の32ページの「2 今後の目標」のIに「1週間を通して、1日平均60分以上の中強度から高強度の

身体活動を行う習慣の確立を目指す」とあり、これを目標にするのであれば、今度からアンケートを取るときには、「運動を毎日しますか」と聞くのではなくて「1週間で平均して1日60分以上運動しますか」と聞いた方がより正確になるかと思った。単純に「毎日しますか」と聞いたら、もし私だったら毎日していないし、週に5回しているが2日休んでいると思って、毎日していないと丸を付けるかなと思った。なので、目標に合わせた質問をしようと思ったら、その方がいいのかと少し思った。それから、これがWHOの目標であるということを前回伺って、私もそれを見てみたのだが、ここ下のところに、少しの身体活動でも何もないよりはいいとか、推奨を満たしていない場合でもある程度の身体活動により健康効果が得られるというようなことを、どこかにスペースがあれば、少し書いていただけるといいなというふうに、運動しない側の立場から意見、思いを持った。ただ、運動しているという子どももたくさんいるはずなので、目標設定について下の方に合わせるわけにもいかないと思うが。この目標についてはとてもいいと思うのだが、運動していない子の気持ちを代弁してみた。

○太田保健体育課長 まず、1つ目の運動を毎日する児童生徒の割合のところだが、これは毎年のスポーツテストで、その機会を活用して調査をしている。その中でどういう質問をしているのか、改めて確認をさせていただいて、今後の目標のところとなるべく整合性がとれるように検討したいと思う。2つ目の目標、1日平均60分以上というところで、そのただし書きのことも含め、運動好きな子を育てたいという思いはあるのだが、それと一緒に運動嫌いの子を増やさないということも場合としてあるので、そういったことも可能な範囲でどこかに入れることを検討したいと思う。

——原案を一部修正の上、了承

報告第75号 令和6年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

○太田保健体育課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 17時00分